

外国為替取引に関する国内外の規制についての留意事項

当行では、お客さまの取引が日本の「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に定める北朝鮮・イラン関連規制など資産凍結等経済制裁の対象取引でないこと、ならびに米国財務省外国資産管理室(OFAC : Office of Foreign Assets Control)が定める規制の対象取引でないことを確認しています。

つきましては、下表のようなお取引は当行では取り扱いができませんので、外国為替取引を行うお客さまにおかれましては、これらに抵触しないお取引であることを十分にご確認のうえ、ご依頼いただきますようお願い申し上げます。

なお、お取引の受付後であっても、ご依頼いただいた取引が当該規制に抵触する恐れがある場合には、当行よりお取引の内容を確認させて頂き、その結果によっては、当行の判断により、当該お取引の中止又は取消等を行うことがあります。また、お取引内容の確認の際は、日本側の調査とは別に、米国金融機関が別途独自の調査を実施する可能性がございますので、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に定める北朝鮮・イラン関連規制などの資産凍結等経済制裁対象取引 (2023年1月現在)

- ・テロリスト等の資産凍結等経済制裁対象者が関連する取引
- ・北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係る取引
- ・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係る取引
- ・「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われる取引
- ・「北朝鮮に住所・居所を有する自然人」や「北朝鮮に主たる事務所を有する法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む）への支払や、「これらの自然人、法人その他の団体に実質的に支配されている法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む）への支払」
- ・「イランの核活動等に関連する活動」に寄与する目的で行われる取引
- ・「イランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動」に寄与する目的で行われる取引
- ・資産凍結等経済制裁措置の対象となるロシア・ベラルーシの団体により株式の総数又は総額の50%以上を直接所有されている団体（本邦内に主たる事務所を有する団体を除く）への支払

<注>上記はあくまで例示ですので、最新情報および詳細は財務省のホームページをご参照ください。

https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/index.htm

米国OFACが定める規制の対象取引 (2019年3月現在)

■以下の(1)、(2)のいずれかに該当する、米ドル建の取引

- (1) 取引の関係当事者（一般的に、輸入者・輸出者、お取引に関与する銀行・船会社、荷受人、輸送船、送金依頼人・受取人、保証の受益者等を指します）の所在地や、取引の関係地等（一般的に、原産地、船積地、仕向地、船籍等を指します）に、北朝鮮、イラン、キューバ、スーダン、シリア、ウクライナのクリミア地域等が含まれている取引
- (2) 米国政府により、特定テロリスト、特定麻薬取引者、多国籍犯罪組織、特定大量破壊兵器取引者および核拡散防止上問題のある法人・個人等として特定されている者が取引に関係している取引

■米ドル建以外であっても、上記(1)、(2)のいずれかに該当し、かつ以下に該当する取引

米国金融機関（在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む）、米国法人（米国外の米国籍の法人を含む）、米国人、米国内に所在する者（米国内の外国法人・外国人を含む）が関与する取引

<注>1. 上記はあくまで例示ですので、最新情報および詳細はOFACのホームページ（英字）をご参照ください。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>

2. お客さまにご依頼いただいた取引が、OFAC規制の対象取引として資産凍結された場合、取引代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客さまご自身にて、OFACに対する凍結解除の申請等、然るべきご対応を頂く必要がございますので、予めご承知置き下さい。

なお、上記の規制以外にも、取引相手国によっては当該相手国側の規制が適用される場合がありますので、各国の規制等に抵触しないことについてもご確認をお願い申し上げます。